

2022びわ湖高島栗マラソン開催！

10月23日(日)、マキノピックランドを主会場に3年ぶりに開催されました。大会のようすは、本誌13ページのタウンピックアップをご覧ください。

特集 困りごとの解決に向けて、一緒に考えます…… ②
～高島市の生活困窮者支援～

主な内容

- ・マイナンバーカード申請サポート窓口を休日に開設します！…… ④
- ・障がいのある人もない人も共に生きる社会へ…… ⑤
- ・令和4年度の健診・がん検診はお済みですか？…… ②①



無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます！
「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。
スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

マチイロ

検索

※アプリのダウンロードは無料ですが、通信費は利用者のご負担になります。

困りごとの

解決に向けて、

一緒に考えます

高島市の生活困窮者支援



☎ 社会福祉課 暮らし連携支援室
(25) 8120

さまざまな困りごとを幅広くサポートするための相談窓口があります。
家計のことや仕事のことなど、暮らしの困りごとがある時は、一人で悩まずに、まず高島市自立相談支援機関にご相談ください。
また、ご本人からだけではなく、ご家族や周りの方からの相談もお受けしています。

どんな人を支援するの？

▼さまざまな事情によって、生活に困窮する人を支援します

経済的な問題に限らず、さまざまな事情で困窮している方の相談をお受けし、生活の再建に向け、仕事や住まいの問題などについてご本人と一緒に解決方法を考えます。また、必要に応じて各分野の専門機関や支援につなぎます。

暮らしに困る理由や状況は人それぞれですが、例えば次のような困りごとを抱えた方が対象に含まれます。

- お金に関すること
- 家計が上手く回らない
- 計画的にお金を使えない
- 借金や滞納がある
- 生活に関すること
- ひきこもりがちになっている
- ひきこもりの家族がいる
- 仕事に関すること
- 仕事になかなか続かない
- 仕事を探しているけど見つからない
- 仕事の探し方がわからない

どのような支援があるの？

▼それぞれの状況に応じ、支援プランをつくります

自立相談支援機関の支援員が支援を必要とする方と一緒に課題解決のためのプランを作り、継続してサポートします。なお、相談は無料で、秘密は守られます。

あなただけの「支援プラン」を作ります

家計管理や仕事探し、ひきこもりなどの困りごとについて、解決に向けてどのようなことが必要なのか、一緒に具体的なプランを作成し、問題の解決を図ります。

あなたに合った仕事を一緒に探し、経済的に自立するためのサポートをします(就労支援)

働き始めることや働き続けることを、就労支援員がサポートします。仕事の探し方支援としてハローワークへの同行や職場見学、職場体験、職業訓練の紹介などを行います。また、就労後の職場定着支援なども行います。

相談から支援までの流れは？

▼あなたに寄り添いながら、安定した生活に向けて支援します

相談から生活再建・自立までの支援の流れをご紹介します。

まずは相談窓口へ
困りごとをお聞きます

生活の状況を見つめる
生活状況や課題を一緒に振り返ります

あなただけの支援プラン
支援プラン(目標や支援内容)を一緒に考えます

支援決定・サービス提供
支援プランに基づくサービスを受けて、改善を目指します

定期的なモニタリング
定期的に生活状況を確認し、一緒にプランを見直します

真に安定した生活へ
困りごとが解決しても必要に応じてフォローアップします

相談してみよう！ 高島市自立相談支援機関

生活全般・家計改善の相談

つながり応援センターよろず

(社会福祉法人高島市社会福祉協議会)

☎ (25) 5750

- ▼住所 新旭町北畑45番地1
(新旭総合福祉センターやすらぎ荘内)
- ▼相談時間 8時30分～17時30分
(土日・祝日・年末年始を除く)
- ▼相談方法 電話や面談のほか、訪問による相談もお受けします。

ホームページは
こちらから



就労支援・就労にともなう生活の相談

湖西地域働き・暮らし応援センター

(社会福祉法人ゆたか会)

☎ (22) 3876

- ▼住所 今津町住吉2丁目11番地2
(地域生活支援センターほろん内)
- ▼相談時間 9時～17時30分
(土日・祝日・年末年始を除く)
- ▼相談方法 電話や面談のほか、訪問による相談もお受けします。

お問い合わせ
ください！



離職や廃業などで住居を失った方や失うおそれのある方等に対して、就職活動などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。相談・申請窓口は、暮らし連携支援室です。

家賃相当額を支給し、住まいの確保と仕事探しをサポートします(住居確保給付金)

家計状況の「見える化」を行い、相談者が自ら家計を管理・改善できるように、家計改善支援員が支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、早期の生活再建をサポートします。

家計の立て直しを助言し、サポートします(家計改善支援)

社会に出ることに不安があるなど、すぐに仕事を始めることが難しい方には、生活リズムの改善や社会生活に必要な知識の習得などをサポートします。

社会参加や就職への第一歩として、能力向上や就労体験を支援します(就労準備支援)

障がいのある人もない人も共に生きる社会へ

☎ 障がい福祉課 ☎ (25) 8516

障害者週間は、「国際障害者デー」である12月3日から、「障害者の日」である12月9日までの1週間です。障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人がさまざまな社会活動に参加する意欲を高めることを目的としています。

知っていますか？マークの意味 ※掲載のマークは一例です

マークには、見た目で分かりにくい障がいを
もった人が自分の状態を表しています。

マークの意味を正しく理解し、思いやりのある
行動をお願いします。



障害者のための 国際シンボルマーク

障がいを持つ人が利用できる建物、
施設であることを表すための世界共
通のマークです。



盲人のための 国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリー
に考慮した建物、施設であることを
表すための世界共通のマークです。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時
に、聞こえない・聞こえにくい人へ
の配慮を表すマークでもあります。



オストメイトマーク

がんなどで、排泄機能に障がいのある
人のための設備があることを表す
マークで、トイレの入口などに表示
されています。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、
内部障がいや難病の方など、援助や
配慮を必要としていることを知らせ
るマークです。

「障がいは社会の中にある!？」～知る。動く。出会う。一緒に考えよう。～

権利擁護の視点を学び、権利侵害や虐待を未然に防ぎ、一人一人が大切に
されるための地域づくりを、市民の皆さんと福祉関係者が一緒に考えます。

▼日時 12月17日(土) 13時30分～15時

▼場所 今津東コミュニティセンター

▼参加費 無料

▼申込締切 12月12日(月)

▼申込先 高島市障がい者支援センターコンパス

☎ (22) 5553 FAX (22) 6161



(講師)

就労継続支援事業所こ☆らば
非常勤職員 中川 佑希氏



←こちらの二次元コードから
お申し込みできます。

新型コロナウイルスワクチンの 接種についてお知らせします

☎ コロナワクチン対策室 ☎ (25) 8553

新型コロナワクチンの接種がまだお済みでない方へ

ワクチンの接種期間は、現時点では令和5年3月末までの予定となっています。

▽12歳以上の方の 1回目・2回目の接種について

まず従来ワクチンを使用し、2回の接種を
3週間以上空けて行います。

さらにオミクロン株対応ワクチンは、2回
目接種から3か月以上経過後に接種すること
になります。

このため、オミクロン株対応ワクチンの接
種を希望される場合は、1回目接種を12月
月上旬までに開始するようお願いします。

▽乳幼児(生後6か月から4歳まで)の 接種について

乳幼児は、乳幼児用ワクチンを使用し、計
3回の接種を少なくとも11週間以上をかけ
て行います。

このため、接種を希望される場合は、1月
月上旬までに1回目接種をお願いします。

※実施医療機関や予約方法など詳しくは、接
種券に同封しているチラシや市のホームペ
ージをご覧ください。



マイナンバーカード申請サポート窓口を 休日に開設します!

☎ 市民課 ☎ (25) 8018



マイナンバーカード申請サポート窓口を休日に開設します。仕事などで平日に来庁できない方は、
この機会をぜひご活用ください。

▼日時 12月10日(土)、11日(日) 9時～16時

▼場所 市役所新館 市民課

▼持ち物

	申請時	交付時(受取時)
○必要書類	交付申請書(お持ちの方のみ)	交付通知書(市から送付)
○本人確認書類*	A書類2点または A書類1点+B書類1点	A書類1点または B書類2点
○通知カード		必要
○住民基本台帳カード		お持ちの方のみ



※本人確認書類

A書類 運転免許証やパスポートなど写真付き本人確認書類

B書類 健康保険証、各種年金証書、預金通帳、学生証などの書類

◇申請される場合、当日無料で顔写真を撮影します。

◇カードの受け取りを希望される方は、予約が必要です。12月8日(木)までにご連絡ください。



雪かき・雪下ろし費用の一部を助成します！

☎ 長寿介護課 ☎ (25) 8029

自力で雪かきをすることが困難な高齢者世帯などで、業者等へ雪かき・雪下ろしを委託した場合、そのかかった費用に対して一部を助成します！



対象者

市内に住所がある市民税非課税世帯の方のうち、次の①～③のいずれかに該当する世帯に属する方

- ① 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳1級、2級または肢体不自由3級の方のみで構成される世帯
- ③ ひとり親家庭の母または父と小学6年生までの児童で構成される世帯



対象範囲

- 雪かき…… 玄関から道路までで生活に支障をきたす通路
- 雪下ろし…… 積雪で家屋が倒壊等する恐れがある場合

※申請は3月31日(金)までに領収書の写し、振込先が分かるものを添えて長寿介護課または各支所に提出してください。



支給金額

【基準額】

○雪かき
1回につき5,000円(10,000円/年度)

○雪下ろし
1回につき50,000円(66,000円/年度)

※経費が基準額に満たない場合はその額

【給付率】

3分の2以内(1,000円未満端数切り捨て)



高島市LINE公式アカウントを開設しています！

☎ 企画広報課 ☎ (25) 8130



欲しい情報を欲しい時に、素早く確認いただけるよう、市のLINE公式アカウントを開設しています。

新型コロナウイルス感染症に関することや防災情報など、自宅や外出先で、お手元のスマホからご覧になれます。

チャット形式で
分かりやすい！

メニューから
欲しい情報を選択できる！



友だち追加はこちらから！

右の二次元コードを読み取り、【追加】を押してください。



LINE 公式アカウント

🔍 @takashima_city

を検索して追加してください。



漏水にご注意！ 冷え込む前に水道管の確認を！

冬の寒い時期となりました。冬型の気圧配置が強まると、気温が氷点下になる日もあります。そのような日は、凍結によって水道管が破損し、漏水する恐れがあります。思わぬ出費を防ぐために、次のことにご注意ください。

凍結による漏水を防ぐには…

◇ 屋外の配管や立水栓に布や配管保温材料などを巻きつけて保護する。

◇ 水道管の凍結が予想されるときは、蛇口から鉛筆の芯くらいの太さで水を出す。

◇ 長期使用しない場合は、メーターボックス内の止水栓を閉める。

◇ 凍結した場合、タオルなどを置いた上からぬるま湯をかける。
※凍結部分に直接熱湯をかけると水道管破損の原因になります。



漏水の調べ方

◇ 蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターのパイロットマーク(銀色のコマ)が回っている場合は、漏水している疑いがあります。



漏水を発見したら…

◇ 止水栓を閉め、高島市指定給水装置工事業者へ漏水箇所の調査・修理を依頼してください。
※指定の工事業者で修理をする、条件によって料金の減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 上下水道料金お客様センター ☎ (25) 8576

除雪作業にご協力ください

12月1日(木)から3月20日(月)は、雪寒期間です。降雪時には道路の除雪などを行います。迅速で円滑な除雪作業のために、次の3点について皆さんのご協力をお願いします。

◇ 路上駐車をしないようお願いします！

除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、路上には駐車しないようお願いいたします。

◇ 目印を付けてください！

石垣や庭木などは、雪に隠れて確認ができないため除雪作業時に接触する恐れがあります。赤い布切れを付けた2m程度の竹竿を立てるなど、目印をお願いします。

◇ 枝打ちをしてください！

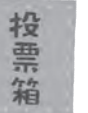
道路際の竹や木などが、降雪や着雪によって道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。が、ご理解をお願いします。





投票立会人を募集します



令和5年度に行われる選挙の投票所の投票立会人を募集します。応募できるのは、高島市の選挙人名簿に登録されている方です。

仕事の内容

投票所で投票が公正かつ適正に行われているかどうか立ち会っていただきます。

立ち会いの日時

▼期日前投票所：告示日または公示日の翌日から投票日の前日までの指定日。8時30分～20時(時刻は変更になる場合があります。)

▼選挙当日の投票所：7時～20時(一部閉鎖時刻の繰り上げあり)

報酬額

▼期日前投票所：1日当たり 9,600円

▼選挙当日の投票所：1日当たり 10,900円

※報酬額は、変更になる場合があります。

申込期限

1月20日(金) 必着

申込方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会へ提出してください。応募用紙は、選挙管理委員会事務局や各支所でお渡します。また、市のホームページからもダウンロードできます。

その他

希望者が多数の場合など、応募いただいても選任されないことがあります。立ち会いは、選挙管理委員会事務局が指定します。令和5年度には滋賀県議会議員の任期満了に伴う選挙が予定されています。募集要項など詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎(25)80000

12月は

「ストップ滞納!!強化月間」です

皆さんに納めていただく税金は、福祉や教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と市では、12月を「ストップ滞納!!強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。

●納め忘れはありませんか?

税金を未納のまま放置すると、預貯金や給与などの差押え、自宅などの捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

●口座振替が便利です

口座振替は、市税などをあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とす、便利な納付方法です。一度登録すれば納期ごとに引き落とされますので、納め忘れがなく安心です。 ※「口座振替依頼書」は、市内の金融機関窓口または、市役所や各支所にあります。

口座振替のお申し込みは簡単な次の3ステップで完了します!!

依頼書に必要事項を記入

通帳の届出印を押印

金融機関の窓口に提出

国税課 ☎(25)85222

家屋の新増築や取り壊しなどには手続きが必要です!

固定資産税は、毎年1月1日時点に所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。次の場合は税務課または各支所で手続きをしてください。

▼家屋を新築または増築したとき

建築確認申請を必要としない建物(10㎡未満の増築家屋や都市計画区域外での建築物)も固定資産税の課税対象となります。建築工事の完了後、速やかに連絡してください。



▼家屋を取り壊したとき(全部または一部)

「建物滅失届」を提出してください。また、届出の提出が令和5年1月以降になる場合は取壊証明書の添付が必要となります。なお、不動産登記がされている家屋で年内に法務局で滅失登記が完了した場合、この届出は不要です。

▼家屋の所有権を移転したとき

売買や贈与、相続などで家屋の所有者を変更した場合、次のとおり手続きが必要です。

○不動産登記されている家屋

年内に法務局において所有権移転登記を完了してください。移転日が年内であっても登記年月日が令和5年1月2日以降の場合、納税義務者の変更は令和6年度からとなります。



○不動産登記されていない家屋

「未登記家屋の所有者変更届」を税務課または各支所へ提出してください。また、権利の移転が確認できる書類(契約書や協議書の写しなど)の添付が必要です。

税務課 ☎(25)8109

訪問看護サービスって、なに?

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

体調不良が続いている時、日常生活に異変が起きてきた時などは要注意です。早めにご相談ください。快適な日常生活を支援します。

高島市訪問看護ステーション ☎(36)8111



訪問看護あるある

メリハリのある生活で心機一転編